

## 第 1 2 号議案

ふじみ野市立スポーツセンター条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立スポーツセンター条例（平成 2 9 年ふじみ野市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表弓道場の項位置の欄を次のように改める。

ふじみ野市大井武蔵野 1 3 9 3 番地 2

第 9 条第 3 号中「第 1 4 条」を「第 1 5 条」に改める。

第 1 7 条を第 1 8 条とし、第 1 6 条を第 1 7 条とする。

第 1 5 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条、第 7 条第 1 項、第 9 条、第 1 2 条ただし書、第 1 3 条第 2 項及び第 1 5 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項及び第 7 条第 1 項第 4 号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第 1 0 条の見出し、第 1 1 条（見出しを含む。）、第 1 2 条（見出しを含む。）及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 1 0 条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金（以下「利用料金」という。）」と、第 1 1 条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、附則第 4 項（見出しを含む。）中「使用料の」とあるのは「利用料金の」と読み替えるものとする。

第 1 5 条を第 1 6 条とし、第 1 1 条から第 1 4 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の免除）

第 1 1 条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

別表 1 の表備考 1 中「満 1 6 歳未満の者又は」を「1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者若しくは」に、「1 名」を「1 人」に改め、「限る。）」の次に「又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の」を加え、「超えている」を「超える団体が利用する」に改め、同表備考 2 中「当該者」を「これらの者」に、「数が過半数」を「合計人数が利用者の総数の半数」に改める。

別表 2 の表備考 1 中「満 1 6 歳未満の者又は」を「1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者若しくは」に、「1 名」を「1 人」に改め、「限る。）」の次に「又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の」を加え、「超えている」を「超える団体が利用する」に改め、同表備考 2 中「当該者」を「これらの者」に、「数が過半数」を「合計人数が利用者の総数の半数」に改め、同表備考 3 を次のように改める。

- 3 1 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者は、上野台

体育館トレーニング室を利用することができない。

別表3の表備考1中「満16歳未満の者又は」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者若しくは」に、「1名」を「1人」に改め、「限る。）」の次に「又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の」を加え、「超えている」を「超える団体が利用する」に改め、同表備考2中「当該者」を「これらの者」に、「数が過半数」を「合計人数が利用者の総数の半数」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後のふじみ野市立スポーツセンター条例第11条の規定による使用料の免除及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

令和2年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

使用料の免除規定を追加し、及び条文を整備するため、ふじみ野市立スポーツセンター条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。